

国立大学法人東京農工大学事務組織規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学事務組織規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>第2章 事務組織 (新設)</p> <p>第3章 所掌事務 (研究支援課)</p> <p>第26条 研究国際部研究支援課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 研究支援及び研究助成事務に関し、統括し、企画し、立案し、及び連絡調整すること。</p> <p><u>(2) 産学官の連携・協力の推進に関すること。</u></p> <p><u>(3) 共同研究、受託研究及び寄附金に関すること。(他の課又は地区事務部の所掌に属する事務を除く。)</u></p> <p><u>(4) 先端産学連携研究推進センターに関すること。</u></p> <p><u>(5) 学術研究支援総合センターに関すること。</u></p> <p><u>(6) 受託研究員等に関すること。</u></p> <p><u>(7) 科学研究費助成事業(他の課又は地区事務部の所掌に属する事務を除く。)</u> その他学術研究助成及び各種学術奨励金に関すること。</p> <p><u>(8) 発明及び特許出願に関すること。</u></p> <p><u>(9) 研究に関する特定プロジェクトの支援に関すること。</u></p> <p><u>(10) 課の所掌事務の諸報告に関すること。</u></p> <p><u>(11) その他研究支援及び研究助成に関すること。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 事務組織 <u>(産学連携室)</u></p> <p><u>第6条の2 研究国際部研究支援課に、産学連携室を置く。</u></p> <p>第3章 所掌事務 (研究支援課)</p> <p>第26条 研究国際部研究支援課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>2 研究国際部研究支援課産学連携室においては、前項の事務のほか、次の事務をつかさどる。</u></p> <p><u>(1) 産学連携の事務に関し、総括し、企画し、立案し、及び連絡調整すること。</u></p> <p><u>(2) 先端産学連携研究推進センターに関すること。</u></p> <p><u>(3) 発明及び特許出願に関すること。</u></p> <p><u>(4) 産学連携に関する特定プロジェクトの支援に関すること。</u></p> <p><u>(5) その他産学連携に関すること。</u></p>	

附 則(平成26年8月1日規程第43号)

この規程は、平成26年8月1日から施行する。